

掛川市告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。
その関係図面は、令和5年7月24日から2週間掛川市役所維持管理課において平日開庁時間内に
一般の縦覧に供する。

令和5年7月24日

掛川市長 久保田 崇

市 道 認 定 路 線 表

路線番号	路線名	供用開始の区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
17049	萩間橋東線	萩間字塚山455-2番地先	旧	1.5 ~ 5.7	318.0
		萩間字沢川原530-1番地先	新	1.5 ~ 11.4	341.6